

規制改革ホットライン処理方針
(令和2年1月21日から令和2年2月19日までの回答)

投資等ワーキング・グループ関連

該当なし

(注)

	各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
	所管省庁に再検討を要請(「 」に該当するものを除く)する事項
	再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項